

市民課・地域振興課（職員24人）

直通 本 庁 0986-76-8805
大隅支所 099-482-5923
財部支所 0986-72-0934

【市民課市民係・地域振興課市民係】

1 旅券取扱事務費 23万円

- ◎ 旅券（パスポート）申請・受取りができます。
- ◎ 申請者は、日本国籍を有し、曾於市に住居登録をしている方です。
- ◎ 申請には、一般旅券発給申請書・戸籍抄（謄）本・写真・本人確認書類などで必要で、申請してから、パスポートが届くまで12日間の期間を要しますので、早めに手続きをお願いします。
- ◎ パスポート受取の際には、下表のとおり手数料が必要です。

種 別	収入印紙（国）	鹿児島県収入証紙	合 計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

※鹿児島県収入証紙及び収入印紙は、市内の取扱店で販売しています。

2 戸籍住民基本台帳費 2,134万円

住民基本台帳の記録・印鑑登録・各種証明等に関する事務を行っています。

(1) 住民異動関係届

種 類	持 参 す る 物	届 出 期 間
転 入 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	14日以内に届けてください。
転 出 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	新住所に移る前に届けてください。
転 居 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	14日以内に届けてください。

※本人が届出をする場合です。（代理人が申請する時は、委任状が必要です。）

(2) 各種証明手数料

種 類	持 参 す る 物	手 数 料
戸籍謄本・戸籍抄本	印鑑・運転免許証等 （戸籍に記載されていない人が請求するときは、委任状が必要です。）	450円
除籍謄本・除籍抄本	印鑑・運転免許証等（直系尊属，直系卑族以外の人は請求できません。）	750円
住 民 票	印鑑・運転免許証等	200円
印 鑑 登 録	印鑑・運転免許証等	200円
印 鑑 証 明	印鑑登録カード・運転免許証等	200円
臨時運行許可	印鑑・車検証・自賠責証	750円
住民基本台帳カード	印鑑・運転免許証	500円

(3) 住民基本台帳カード発行（末吉支所市民課のみで発行）

希望される方には、住民基本台帳カードが交付され身分証明書として利用出来ます。

【市民課戸籍係・地域振興課市民係】

1 戸 籍

出生届（14日以内）、死亡届（7日以内）婚姻届等その他の各戸籍関係の届書の受理、審査・記載等に関する事務を行っています。

2 人権啓発活動活性化事業

44万円

園児や児童、或いは地域住民が人権問題について関心を高め、差別のない社会づくりをします。

3 齊苑管理費

2,337万円

齊苑使用料は、13歳以上8,000円、式場は3時間以内5,000円、通夜料24時間以内15,000円等となっています。なお、友引の日も利用できます。

【市民課国民年金係・地域振興課国民年金係】

1 国民年金事務費

18万円

(1) 国民年金保険料は、国（日本年金機構）へ直接納めます。

（国民年金保険料の納付は便利な口座振替をお勧めします。）

(2) 第3号被保険者の届出は、配偶者の事業所です。

(3) 国民年金係が扱う事務

① 国民年金の被保険者資格の異動届出

- ・ 20歳になった時の加入届
- ・ 厚生年金や共済年金をやめて国民年金に加入するときの届

② 保険料の免除申請、学生納付特例、若年者納付猶予の申請

- ・ 一定の所得以下であれば保険料の免除ができます。（毎年申請する必要があります。）

③ 国民年金の給付の請求

- ・ 老齢基礎年金・・・受給資格期間（25年以上）を満たした人が65歳になったとき請求できます。（繰上請求もできます。）
- ・ 障害基礎年金・・・病気やケガなど一定の障害状態（2級以上）になったとき支給要件を満たしていれば請求できます。
- ・ 遺族基礎年金・・・加入者が死亡したとき、同一生計で18歳未満の子、又は子のある妻が請求できます。
- ・ 未支給年金・・・年金受給者が死亡したとき請求できます。
- ・ 死亡一時金・・・3年以上保険料を納めている人が老齢・障害基礎年金のいずれも受けないで死亡したとき請求できます。
- ・ 寡婦年金・・・25年以上保険料を納めていた夫（婚姻期間10年以上）が死亡したとき、妻に60歳から65歳の間支給されます。



【市民課環境係・地域振興課環境係】

1 犬の登録・狂犬病予防接種

31万円

犬の登録は、生後3か月以上の犬について登録する必要があります。狂犬病の予防注射は、毎年1回接種します。本市では各地区で集合注射を実施しています。

2 環境衛生・環境対策費

1,454万円

市内の環境パトロールの実施や河川浄化等推進員による河川環境の監視・啓発活動を行っております。環境対策審議会では、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・土壌汚染・悪臭・不法投棄対策など審議を行い、住みよい環境衛生の向上に努めています。

3 清掃総務費（ごみ減量対策費）

1億5,419万円

ごみの減量化や容器リサイクル法・家電リサイクル法に基づき、資源の有効利用を図るため、分別収集を行っています。

不法投棄は、摘発され起訴されますと、5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金に科せられます。

4 塵芥処理費

1億6,547万円

曾於市クリーンセンター管理費，大隅埋立処分場管理費，財部埋立処分場管理費

※個人持込の不燃ごみ・粗大ごみは、曾於市クリーンセンターへの搬入となります。

- 搬入日 毎週 月曜日～土曜日 ・ 毎月 第3日曜日
- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分
毎月 第3日曜日 午前9時～午後4時
- 休業日 日曜日（第3日曜日を除く。）、祝日
1月1日～1月3日，8月15日，12月31日
- ごみは分別して搬入してください。



5 曾於北部衛生処理組合費**8,491万円**

し尿の処理を、曾於市、志布志市松山町、鹿屋市輝北町で、均等割、人口割、実績割で負担し運営しています。

6 浄化槽設置整備事業**(1) 市町村設置型****1億1,020万円**

この事業は、財部町全域が対象であり、住民が工事分担金や使用料を負担し、市町村が浄化槽を設置・整備し、適正な維持管理を行う事業です。

① 工事分担金〈個人負担金〉

5人槽 1基当たり 124,000円

7人槽 1基当たり 143,000円

10人槽 1基当たり 181,000円

② 毎月の使用料〈消費税を含む。〉

5人槽 1基当たり 3,465円

7人槽 1基当たり 3,990円

10人槽 1基当たり 4,830円

③ 使用料には以下に要する経費

- ・毎月の保守点検や薬品の補充
- ・年1回の汚泥の引き抜き〈浄化槽清掃〉
- ・年1回の法定検査手数料（浄化槽法第11条）
- ・浄化槽やブローワー等の消耗品代（ブローワの電気代は、使用者の負担です。）

※ 個人住宅のほか、店舗等の併用住宅、事業所等も設置できます。
〈100人槽まで設置できます。〉

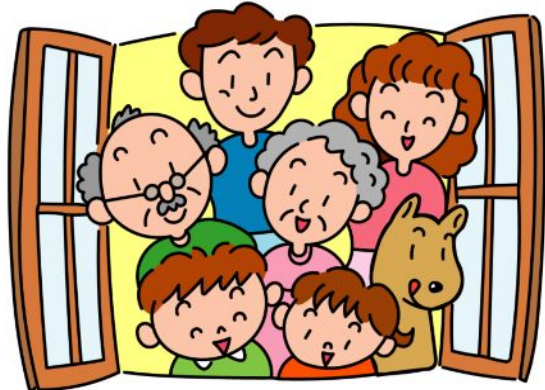
※ 大隅町地域及び末吉町地域の浄化槽設置補助金については、本庁水道課で取り扱っています。

福祉課(福祉事務所)(職員28人)

直通 本庁(保健課福祉係) 0986-76-8807
財部支所(福祉課) 0986-72-0936
大隅支所(保健福祉課) 099-482-5925

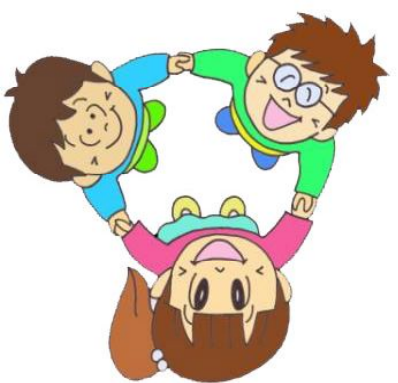
【高齢者福祉係】

社会福祉事業及び高齢者福祉事業	
1 民生委員児童委員活動事業	2,284万円
市民生委員児童委員協議会連合会、地区民生委員児童委員協議会の毎月の定例会及び地域福祉のために調査・活動するための民生委員児童委員の経費です。 【対象者】 末吉地区民生委員児童委員協議会45名(うち主任児童委員3名) 大隅地区民生委員児童委員協議会41名(うち主任児童委員2名) 財部地区民生委員児童委員協議会27名(うち主任児童委員2名)	
2 戦没者追悼事業	63万円
市戦没者追悼式を行い、戦没者に哀悼の誠を捧げ、恒久の平和を願う事業です。	
3 曾於市社会福祉協議会運営費補助	2,600万円
曾於市の福祉の一翼を担っている曾於市社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助します。	
4 心配ごと相談事業	75万円
市民の方々の様々な問題・不安等を解消するため毎週木曜日に、財部、大隅、末吉の3地区で心配ごと相談事業を実施しています。実施主体は、市社会福祉協議会ですが、その経費を補助します。	
5 地域福祉活動(福祉団体)支援事業	165万円
市の各福祉団体(保護司会、遺族会連合会、身体障害者協議会連合会、手をつなぐ育成会連合会、母子寡婦連合会)の活性化と自主活動を支援するため運営費の一部を補助します。	
6 財部交流館管理費	121万円
各種団体の研修、交流の場として利用されています。また、財部小学校の児童の送迎用バスの発着場としても利用され、幅広く活用されています。財部交流館の管理は、指定管理者であるシルバー人材センターに委託していますが、その指定管理委託料です。	
7 財部保健福祉センター管理費	353万円
財部地区の保健事業や福祉活動のため施設です。保健福祉センターの管理は、指定管理者である社会福祉協議会に委託していますが、その指定管理委託料です。	
8 末吉老人福祉センター解体・駐車場整備	2,908万円
末吉老人福祉センターを閉館廃止し、解体して、隣接する多目的広場や体育館などの利用者や、イベント時の駐車場として整備します。	
9 軽度生活支援ホームヘルプ実施事業	13万円
介護保険事業が実施される以前から、ホームヘルパーの派遣がされていた、ひとり暮らし高齢者等のなかで介護保険に該当しない方に実施しています。 要介護状態への移行を防止したり、自立した生活のために支援しています。	
10 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	29万円
高齢者のみの世帯や障害や病気で寝たきりの要介護者等がいる世帯の寝具類の衛生管理のために洗濯乾燥消毒サービスを行い、生活支援・保健支援を行います。	



1 1 長寿クラブ助成事業・長寿クラブ連合会助成事業	493万円	
市内の各単位長寿クラブ及び市長寿クラブ連合会の活性化と組織の自主活動を支援するため運営費の一部を助成します。		
1 2 高齢者労働能力活用事業	1,603万円	
高齢者の雇用促進と生きがいを支援するために、シルバー人材センターの運営に対して補助します。		
1 3 寝たきり介護手当助成事業	1,600万円	
市内に居住される在宅の寝たきりの高齢者や身体障害者等を長期的に介護している方に対し、その労をねぎらい福祉の増進を図るために助成します。 助成金は1月に10,000円です		
1 4 養護老人ホーム措置費	2,742万円	
経済的や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が市立の清寿園に入所できず、やむを得ず他の市町村の養護老人ホームに入所したときの経費です。		
1 5 介護保険利用者負担対策事業	396万円	
介護保険サービスを利用している低所得者の負担を軽減するため助成します。		
1 6 養護老人ホーム扶助費	412万円	
養護老人ホーム清寿園に入所している高齢者の、入院費や介護保険サービス費です。入所者が安心して暮らせるための経費です。		
1 7 長寿祝金支給事業	3,250万円	
永年の間、市政の発展やその他にご尽力くださった高齢者に感謝し、その功績をたたえ、長寿の祝い金を支給します。		
1 8 金婚式開催事業	89万円	
金婚を迎えられた方々を祝福します。		
1 9 訪問給食サービス事業	1億795万円	
高齢者の見守りや健康保持、自立生活の維持を図るため昼食、夕食の宅配を業者に委託し、給食費の一部を助成します。		
2 0 高齢者住宅改造推進事業	266万円	
自立の促進や介護の軽減を図るため、介護保険の要介護認定を受けた高齢者や重度の身体障害者の居住する住宅を改修した時にその費用の一部を助成します。		
2 1 日帰り入浴サービス事業	26万円	
交通の便が悪いところに住んでいらっしゃる高齢者の福祉向上と弥五郎伝説の里の入浴施設の利用促進をはかるため入浴サービス事業を実施します。		
2 2 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	130万円	
3年ごとの曾於市の老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための意向調査を実施しその結果を集計、分析し、計画策定の基本とします。		
2 3 養護老人ホーム清寿園管理費	8,443万円	
養護老人ホーム清寿園は、経済的や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が入所して生活する市立の施設です。清寿園の管理は指定管理者である輪光福祉会に委託していますが、その管理運営費です。		
2 4 高齢者見守り対策事業	1,151万円	
高齢者等の援護を必要とする人々に対して、声かけや安否確認などを行うとともに近隣福祉ネットワークづくりを促進し、在宅福祉の促進を図ります。		

【社会福祉係】

障害者(児)福祉事業		
1	重度心身障害者(児)医療費助成事業	1億1,496万円
重度の心身障害者(児)が健康の保持増進のために各健康保険で支払った医療費の自己負担分を全額助成します。		
2	自立支援医療(更生医療・育成医療)給付事業	3,260万円
身体障害者の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費を給付し、身体に障害のある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる児童のうち、医療により障害が除去あるいは軽減される見込みのある児童に対し、育成医療を給付します。		
3	療養介護医療費給付事業	925万円
進行性筋萎縮症等に罹患している身体障害者の経済的負担を軽減するために、療養に必要な医療費を給付します。		
4	特別障害者手当費	2,826万円
在宅で、心身に極めて重度の障害があり、その障害ゆえに常時特別の介護を必要とする20歳以上の方で一定の要件に該当する場合、その負担に対する一助として手当を支給します。		
		
5	在宅障害者小規模作業所運営費	72万円
市内在住の障害者が通所している小規模作業所に運営費の一部を助成します。		
6	心身障害者扶養共済費	64万円
心身障害者(児)の保護者が死亡した場合等に終身一定額の年金を支給します。また、心身障害者(児)の経済的負担を軽減するために共済掛金の一部を助成します。		
7	地域生活支援事業	2,531万円
在宅の障害者等に対して、移動支援や相談支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話通訳者等の派遣等の事業や、自動車改造費助成等を行います。また、就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給し社会復帰の促進を図ります。		
8	重度障害者等日常生活用具給付事業	1,622万円
在宅の重度障害者等の日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や浴槽、便器、たん吸引器、蓄便袋・蓄尿袋等の日常生活用具を給付又は貸与します。		
9	身体障害者等補装具費支給事業	1,094万円
身体障害者等の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付や修理にかかる費用を支給します。		
		
10	障害福祉サービス費	8億2,067万円
障害者等に対し、介護給付(居宅介護、生活介護等)や訓練等給付(自立訓練、就労支援等)などのサービスを提供します。障害者等の家庭内や社会等での日常生活活動を支援し、施設に入所または通所してサービスを受けている障害者等に支援費を支給します。		
	11	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 20万円
	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対して、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	
	12	地域自殺対策緊急強化事業 115万円
	自殺予防のため相談支援や啓発事業等により自殺対策の強化を図ります。	

【児童福祉係】

児童福祉事業		
1 地域子育て支援拠点事業	404万円	
地域子育て支援センターと連携を図り子育てに関する問題解決のための相談業務ふれあい活動を通じ、幼児の健全育成を図ります。		
2 ひとり親家庭医療費助成事業	1,863万円	
母子家庭、父子家庭の健康を保持して生活の安定を図るため、ひとり親の家庭を対象に医療費助成を行います。		
3 放課後児童健全育成事業	4,070万円	
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等を預かる児童クラブの運営を委託し、児童の健全育成を図るとともに、女性の社会進出を促進します。		
4 出産祝金支給事業	601万円	
少子化対策の一環として、3人以上子どもを出産した家庭に10万円の祝金を支給します。		
5 児童入所施設措置費	1,302万円	
DV被害者等を母子生活支援施設において保護し、また低所得者等の出産を助産施設において支援します。		
6 母子家庭等就労支援対策事業	374万円	
母子家庭の母の就業を促進するために就職に有利な資格取得を行うための資格取得期間中の生活費又は受講料の一部を助成します。		
7 家庭児童相談室設置事業	579万円	
家庭児童の様々な悩みの解決や児童虐待の相談・対応を素早く対処できるように家庭児童相談員を配置します。		
8 児童手当	5億3,089万円	
児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全育成を目的とし中学校修了まで手当を給します。		
9 児童扶養手当	1億8,660万円	
父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童の父親又は母親、あるいは父親又は母親に代わって、その児童を養育している人などに対し児童の健やかな成長を願って手当を支給します。		
10 休日保育事業	188万円	
日曜日、祝日等の休日に、保護者が働いていて家庭で保育できない保護者のために保育を行っている保育所に助成します。		
11 保育所運営費事業	9億3,952万円	
保育所で児童を保育するために必要な費用を支出し、保育の質の保持増進を図ります。		
12 延長保育促進事業	6,652万円	
延長保育に対する需要に対応し保育園が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行い児童福祉の増進を図ります。		
13 子ども医療費助成事業	8,475万円	
中学校修了前までの子どもが病気等でかかった医療費自己負担分を全額助成します。病等の早期発見と早期治療を促進し、健康増進を図ります。		
14 未熟児養育医療給付事業	304万円	
未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害も残すことも多いことから、生後速やかに処置を講じます。		

【生活福祉係】

生活保護

1 生活保護適正実施事業

371万円

生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療助成の適正実施を図ります。また、面接相談員による生活保護の申請や相談への適切な対応を図ります。

さらに、生活保護関係職員の資質向上ための研修を行い、生活保護の適正な実施に向けた取り組みを推進します。

2 生活保護扶助費

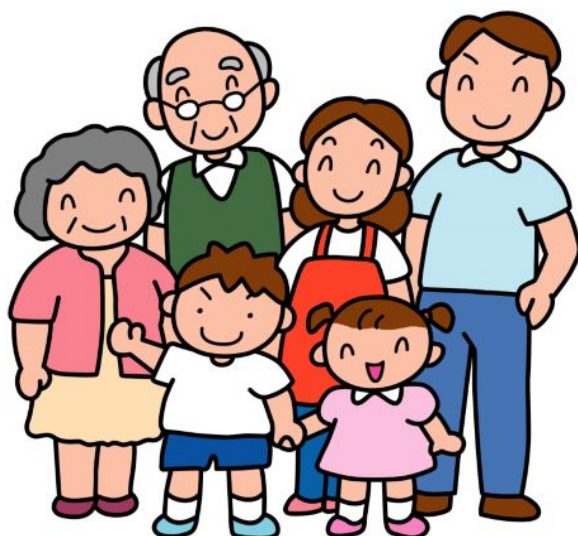
6億8,100万円

生活に困窮する市民で、その人が利用し得る現金・資産・稼働能力その他あらゆるものを生活費に当てても最低限度の生活ができない人に対して生活、教育、住宅、医療等の扶助費を支給し、その人の最低限度の生活を保障します。

3 就労促進事業

118万円

就労促進員を雇用し、主に生活保護者に対して、履歴書の書き方や面接の受け方など、就職に向けた知識や方法を専門的に教え就労意欲の喚起を促し生活保護者の自立を促進します。



【健康増進係】

1 健康増進事業 8,709万円

壮年期からの健康増進，脳卒中・心臓病・糖尿病等の生活習慣病の予防や寝たきりなどの介護予防に取り組み，健康寿命の延伸を図り，生活の質の向上を実現することを目標に事業を推進します。

(1) 健康教育・健康相談 59万円

「健康教育」は，生活習慣病の予防や健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることを目的にし，「健康相談」は，心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い，家庭における健康管理に資することを目的として実施します。

(2) 各種健康診査 8,300万円

特定健康診査は，生活習慣病等の動向を踏まえ，これらの疾患を早期に発見し栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって予防することを目的とします。がん検診・その他の検診は早期発見だけでなく，正しい知識について普及・啓発を図ることを目標に実施します。

平成25年度各種健康診査計画表

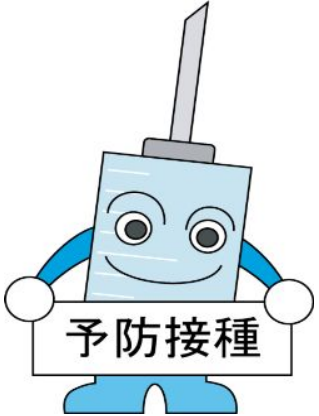
健（検）診名	対 象 者	場 所・実 施 時 期
特定健康診査	40歳以上	大隅やごろう伝説の里
胃がん検診	40歳～79歳	4/3～4/10（8日間）
大腸がん検診	40歳以上	そお生きいき健康センター
肺がん検診（X線）	40歳以上	4/12～4/24（13日間）
肺がんCT検診	40歳～74歳の偶数年齢	財部保健福祉センター
腹部超音波検診	40歳以上	4/26～5/2（7日間）
前立腺検診	50歳以上の男性	
肝炎ウイルス検診 （B型・C型）	40歳・45歳・50歳・55歳 60歳・65歳・70歳	
歯周病検診	40・50・60・70歳	市内指定歯科医療機関へ委託
子宮がん検診	子宮：20歳以上	財部9/17～9/20（3.5日間）
乳がん検診	乳：40歳以上	大隅9/24～9/27（3.5日間）
骨粗鬆症検診	骨：40歳以上	末吉9/28～10/3（5.5日間）

(3) 歯科保健事業

歯の喪失を予防することを目的に歯・歯周組織等口腔内の検診を実施するとともに，「8020運動」の推進のため，80歳で20本の歯を持つ方を表彰する「8020表彰」等の事業に取り組みます。なお，歯と口の健康づくりとして，毎月8日を「歯の日」と定め情報提供に努めます。



2 母子歯科保健事業 3,355万円		
母子保健の向上を図るため、妊娠期から就学まで各種健康診査・相談・訪問指導などを行い、母子が心身共に健やかに過ごせるよう事業を実施します。		
(1) 妊婦・乳児健康診査委託事業		
妊婦健康診査14回分と乳児（3～5か月児・9～11か月児）健康診査について医療機関に委託し実施します。 妊婦歯科健診（1回）について、歯科指定医療機関に委託し実施します。		【主な事業内容】 ・尿検査 ・体重測定 ・血圧測定 ・血液検査 ・超音波検査等 ・歯周疾患健診及びブラッシング指導等
(2) 特定不妊治療費助成事業		
不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。		【主な事業内容】 ・1回10万円上限 ・年2回申請可
(3) 幼児健康診査		
1歳6か月児、2歳児、3歳児及び4歳児について医師会・歯科医師会の協力のもと、集団健診を実施します。また、発育発達の気になる子ども、そしてその親を対象に音楽や遊びを通して子どもの発達を促し、親が安心して子育てができるよう早期療育を支援します。		【主な事業内容】 ・身体計測 ・内科、歯科診察 ・保健、歯科指導
(4) 妊婦・乳幼児相談・教室		
母子手帳交付時の相談や乳幼児期における発育・発達・栄養・遊びなどの相談及び教室を実施します。また、発育・発達の気になる子ども、そしてその親を対象に音楽や遊びを通して子どもの発達を促し、親が安心して子育てができるよう早期療育を支援します。		【主な事業内容】 ・身体計測（児） ・尿検査 ・血圧測定（母親） ・保健、栄養、歯科指導
(5) 訪問指導		
妊産婦・新生児・低体重児等に対し、助産師・保健師による訪問指導を実施します。また、乳幼児についてもお困りのことがあれば随時訪問しますので、お気軽にご相談ください。		【主な事業内容】 ・身体測定 ・血圧測定 ・母乳相談 ・保健、栄養、歯科指導
(6) 乳幼児・学校歯科保健事業		
幼児健診時の歯科健診と合わせてフッ素塗布とブラッシング指導を歯科衛生士が実施します。また、保育園等を訪問し、歯と口の健康づくり教室を実施します。また、むし歯予防に有効なフッ化物洗口を歯科医師会の協力のもとに実施し、さらに普及促進にも努めていきます。		【主な事業内容】 ・歯科、栄養指導 ・フッ化物応用（塗布及び洗口）

3 精神保健福祉事業		6万円
精神疾患をもつ方が、グループ活動を通し、生活圏の拡大や仲間づくり、生活技術の習得等を行うことで、自己決定・自己選択をしながら社会生活ができるよう支援します。		
(1) 精神デイケア事業（月見草の会）		
月2回末吉総合センターを拠点に、スポーツ・カラオケ等のレクリエーションや調理実習、手工芸などの創作活動を実施します。		
4 結核検診		445万円
感染症法に基づき胸部健康診断を65歳以上の方々に対し一般住民レントゲン検診を実施します。発病者の半数は高齢者ですが、小児・若年者の発症も見られます。	大隅会場 8/22～8/29(5.5日間) 末吉会場 8/29～9/5(5.5日間) 財部会場 9/6～9/10(3日間) （地区を巡回し、検診を実施）	
5 予防接種		5,971万円
予防接種は、予防接種法に基づき定期の予防接種を個別方式で実施します。 BCG（結核）、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、MR（麻しん・風疹）、日本脳炎について、曾於市内の医療機関で無料接種ができますが、事前に各医療機関へ予約が必要です。また、平成25年4月から定期予防接種として、Hib（ヒブ）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの3ワクチンが加わります。		
(1) インフルエンザ予防接種		2,371万円
インフルエンザ予防を目的として、生後6か月以上高校3年生相当並びに65歳以上の市民に対して、ワクチン接種に必要な費用の一部を補助し、曾於市内の医療機関等に委託し10月1日～1月末日にかけて実施します。		
6 献血		
年数回、各支所やイベント等で実施します。献血にご協力いただいた方には、肝機能・総タンパク・コレステロール等の検査を無料で行います。		

【保健指導係】

1 特定健診・特定保健指導

2,848万円

40歳～74歳の国保被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導を実施します。内臓脂肪型肥満に着目し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当、予備群を減少させ、ひいては糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的としています。

健診は、個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、健康的な生活が送れるように支援していきます。

2 健康づくり支援事業

544万円

健診受診後の健康づくりを支援する教室です。運動は、生活習慣病の予防のために大切な要素となります。既存の施設等の活用をはかり、筋力アップ教室と水中運動教室を実施します。今年度は、「そお生きいき 健康センター」がオープンし充実したトレーニング機器を活用した筋力アップ教室を実施します。



3 35歳～39歳の健康診断

122万円

生活習慣病を早い段階から予防するために実施します。特定健診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、超音波検査、歯周病検診を実施します。

4 後期高齢者健診

670万円

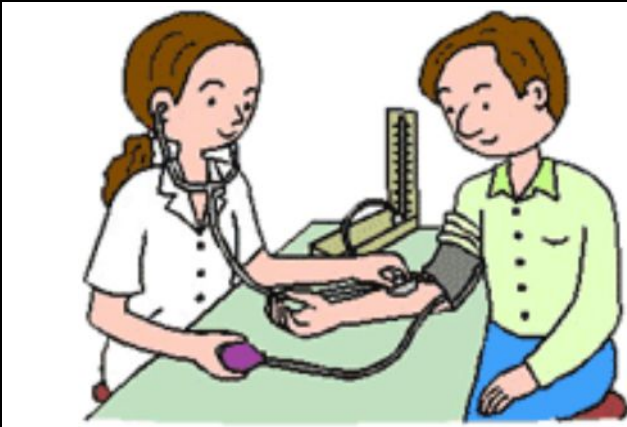
75歳以上の方々を対象に生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療を目的に特定健診を実施します。



5 医療費適正化事業

545万円

医療費は年々増加しています。医療費削減対策として、医療費分析を実施しレセプトとの突合から出てきたことと保健事業への展開をはかります。



【国民健康保険係】

1 国民健康保険特別会計

61億6,674万円

国民健康保険事業は、保険税、国県負担金、その他の収入等を財源として、被保険者の疾病、負傷に関し、必要な医療の給付を行うことを中心としています。また、健康教育、健康相談、健康診査等被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行っています。

(1) 保険給付費

42億253万円

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

ア 療養給付費

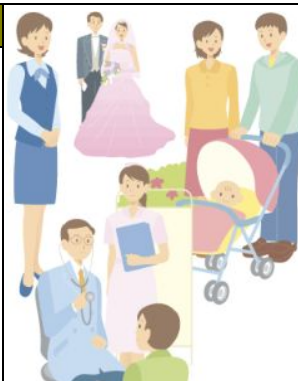
36億1,582万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の1割～3割です。残りの医療費は国民健康保険で負担します。

【被保険者の負担割合】

- ① 小学校入学前まで 2割負担
- ② 小学校入学時～69歳 3割負担
- ③ 70歳～74歳 2割負担

※平成25年度まで1割負担（現役並み所得者は3割負担）



イ 療養費

3,138万円

療養の給付等を行うことが困難であり、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、申請により療養費を支給します。

療養費は、療養に要した費用の自己負担額分を控除した残りを事後において口座振込をもって被保険者に支給します。

ウ 審査支払手数料

1,755万円

エ 高額療養費

5億1,048万円

医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の被保険者には、同じ人が同じ月内に同一の病院で支払った額が自己負担限度額を超えたとき、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。また、入院されるときは事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、その認定証を医療機関の窓口で提示することによって支払いが限度額までとなります。

70歳以上75歳未満の被保険者については、外来受診の場合自己負担限度額を超えた分が個人毎に計算され、入院については限度額までの支払いとなります。なお、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担を合算して、世帯単位の限度額を超えた分も高額療養費として支給します。

・ 自己負担限度額

70歳 未満	→	上位所得者※1	150,000円+1%	(83,400円)
		一般世帯	80,100円+1%	(44,400円)
		住民税非課税世帯	35,400円	(24,600円)

70歳 ～ 74歳	→	自己負担限度額			
		区 分	外来(個人毎)	入 院	世帯単位
		一定以上所得者 ※2	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	80,100円+1% (44,400円)
		一般世帯	12,000円	44,400円	44,400円
		住民税非課税 世帯	Ⅱ※3 8,000円 Ⅰ※4 8,000円	24,600円 15,000円	24,600円 15,000円

前ページから続く

注 ()内は過去1年間に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の限度額。

- ※1 上位所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える人がある世帯
- ※2 一定以上所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が145万円を超える人がある世帯。また、「+1%」とは医療費が一般26万7千円、上位所得者50万円、一定以上所得者26万7千円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
- ※3 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰを除く）
- ※4 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに、0円となる人

オ 出産育児一時金 2,100万円

出産の日に資格を有する被保険者が出産した場合、39万円支給します。産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合は、それに3万円加算されます。医療機関と出産者本人が同意書を取り交わすことで、医療機関に出産費用を直接支払う直接支払制度もあります。

カ 葬祭費 360万円

被保険者が死亡した場合、3万円を葬祭費として支給します。

キ 入院時食事療養費

入院したときの食事代は、診療・薬代等とは別に標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

なお、住民税の非課税世帯の方が減額認定の申請をされると食事代の自己負担額が減額され、また、入院日数が90日を超える（長期該当者）と自己負担額はさらに減額されます。

・入院時の食事療養費の自己負担額

70歳未満の被保険者

区 分	自 己 負 担 額	
住民税課税世帯		1食につき 260円
減額認定を受けた 住民税非課税世帯	90日までの入院	1食につき 210円
	90日を超える入院	1食につき 160円

70歳から75歳未満の被保険者

区 分	自己負担額		
住民税課税世帯			1食につき 260円
減額認定を受けた 住民税非課税世帯	Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	Ⅰ	入院	1食につき 100円



(2) 保健事業

4,720万円

国民健康保険は、被保険者の疾病及び負傷に対し医療給付を行うことを主な目的としていますが、そうした傷病が起きないようにすることや疾病を早期に発見して重症化を防ぎ地域全体の衛生・保健向上を図るための健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行っています。



ア 被保険者に対する疾病予防

① 温泉補助

県内外の温泉保養施設と契約を結び補助を行っています。

宿 泊 1日500円（1人年10回） 日帰り 1日300円（1人年20回）
（但し、メセナ住吉交流センター及び財部温泉健康センターでの保養については、70歳以上で、1日入浴（1日券を購入）をされる方が対象。）

② 人間ドック補助（PET健診を含む）

人間ドック・脳ドックを受けられた被保険者に、2万円を限度とする補助を行っています。但し、特定健診を受診された方は、人間ドック補助は支給されません。

③ 鍼灸補助

施術師と契約を結び、補助を行っています。

1回 600円（1人 年20回）

2 後期高齢者医療特別会計

5億1,306万円

平成20年4月1日より、これまでの老人保健法の医療制度にかわって、高齢者の医療の確保に関する法律に係る75歳以上（65歳～75歳未満で一定の障害のある方を含む）を対象とした後期高齢者医療制度が施行されました。医療を受けたときの自己負担は今までの老人医療と変わりません。ただし、保険料が年金天引きとなる特別徴収とそれ以外の普通徴収があり、被保険者1人ひとりにかかります。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金

4億7,744万円

鹿児島県広域連合の特別会計運営に要するもので、被保険者からの保険料及び保険料軽減分に係る保険基盤安定分担金等になります。

※ 保険料算定のしくみと軽減措置について

◎後期高齢者医療の保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

◎「均等割額」と「所得割率」は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行います。

◎保険料の賦課限度額は、年間55万円です。

◎鹿児島県の平成25年度の均等割額と所得割率

均等割額 48,500円 所得割率 9.05%

◎所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。軽減割合は、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額などの合計をもとに、次の基準により判定します。

総所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（基礎控除額）かつ被保険者全員が年収80万円以下	9割
33万円（基礎控除額）	8.5割
33万円（基礎控除額）＋24万5千円×当該世帯に属する被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）	5割
33万円（基礎控除額）＋35万円×当該世帯に属する被保険者数（被保険者である当該世帯主を除く）	2割

◎ 所得金額58万円以下の場合は所得割額が5割軽減されます。

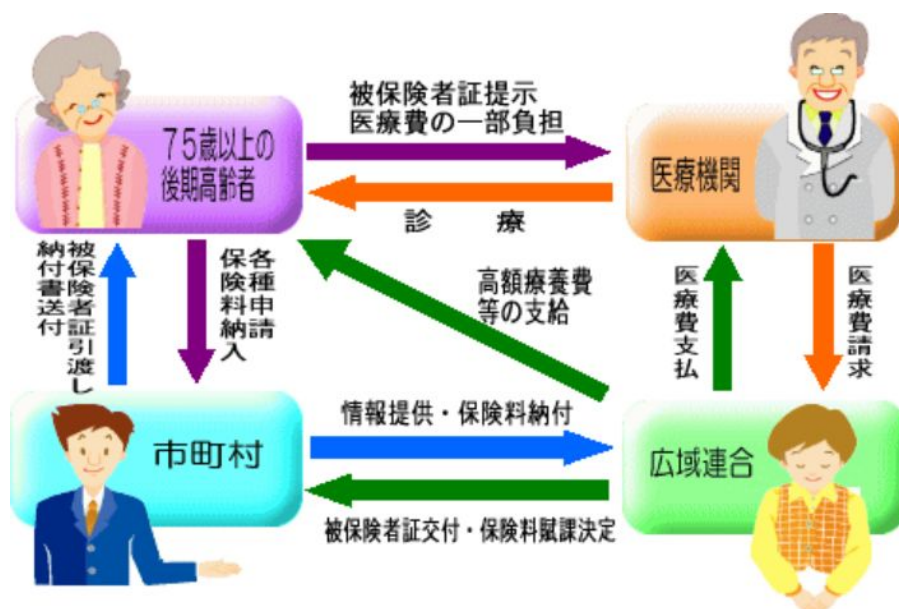
※ 温泉補助、鍼灸補助について

後期高齢者医療には、温泉補助及び鍼灸補助がないため、市独自で国民健康保険と同じ補助を行っています。

- ①温泉補助 宿 泊 1日500円 （1人年10回）
 日帰り 1回300円 （1人年20回）
- ②鍼灸補助 1回600円 （1人年20回）

※ 葬祭費について

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。さらに市独自で1万円を支給します。



【介護保険係】

1 介護保険事業特別会計		49億5,378万円
介護保険は、介護が必要な方や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要となっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送るためにつくられた制度で市が運営主体となります。		
(1) 認定審査事務負担金		6,040万円
介護保険法の規定に基づき曾於市・志布志市・大崎町の介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護（要支援）認定に関する事務を共同処理し円滑に遂行するため曾於地区介護保険組合に支払います。		
(2) 居宅介護（並びに介護予防）サービス給付費		15億1,608万円
要介護（要支援）認定を受けた方が、訪問系サービス・通所系サービス・短期入所サービス・福祉用具貸与等の居宅介護サービスを利用した場合に要介護度ごとの支給限度基準額内の9割が保険給付され、利用者は残りの1割を負担します。		
(3) 特例居宅介護（並びに介護予防）サービス給付費		310万円
緊急その他やむを得ない理由の場合や基準該当事業所（すみよしの里）の居宅介護サービスを利用した場合に保険給付されます。		
(4) 地域密着型介護（並びに介護予防）サービス給付費		8億2,300万円
要介護（要支援）認定を受けた方が、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護・小規模介護老人福祉施設等の地域密着型サービスを利用した場合にサービスの種類ごとに基準額の9割が保険給付され、利用者は残りの1割を負担します。		
(5) 特例地域密着型介護（並びに介護予防）サービス給付費		20万円
緊急その他やむを得ない理由の場合に地域密着型介護サービスを利用した場合に保険給付されます。		
(6) 施設介護サービス給付費		17億520万円
要介護者は、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所（入院）し、それぞれの機能に応じた施設サービスを受けられます。施設サービスの種類ごとに定められた基準額の9割が保険給付され利用者は残りの1割を負担します。		
(7) 特例施設介護サービス給付費		10万円
緊急その他やむを得ない理由の場合に、介護保険施設に入所（入院）し、施設サービスを利用した場合に保険給付されます。		
(8) 居宅介護（並びに介護予防）福祉用具購入費		670万円
要介護（要支援）認定を受けた方は、生活環境を整えるために特殊尿器・入浴補助用具・ポータブルトイレ等自分にあった福祉用具を購入することができます。事業者にいったん全額を支払い、領収書等と一緒に市役所の窓口で申請すると限度額の9割分が戻ります。 一人当たり年間10万円が限度となります。		
(9) 居宅介護（並びに介護予防）住宅改修費		2,507万円
要介護（要支援）認定を受けた方は、手すりの取付けや段差解消・引き戸などへの扉の取替え等住み慣れた自宅で安心して暮らすための住宅改修ができます。改修する場合は、事前に見積書や着工前の写真等と一緒に市役所の窓口で許可申請をします。工事終了後は、事業者にいったん全額を支払い、領収書や完成写真等を添えて再度市役所の窓口で申請すると限度額の9割分が戻ります。一人当たり20万円が限度となります。（原則1回限りの支給です。）		



(10) 居宅介護（並びに介護予防）サービス計画給付費 **1億7,198万円**

居宅介護サービスを適切に利用できるように居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成しサービス事業者との連絡調整を行います。（作成のための自己負担はありません。）

(11) 特例居宅介護（並びに介護予防）サービス計画給付費 **20万円**

緊急その他やむを得ない理由の場合に居宅サービス計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。（作成のための自己負担はありません。）

(12) 審査支払手数料 **502万円**

各事業所が保険請求をしたときに、国保連合会が審査を行う審査費用です。

(13) 高額介護（並びに介護予防）サービス費 **1億6,047万円**

指定居宅介護サービス・地域密着型サービス・施設サービスについて1割の負担の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えると、超える額を償還払いで支給します。

番号	利用者負担段階区分	利用者負担 上 限 額
1	・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護の受給者等	15,000円
2	・ 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
3	・ 世帯全員が住民税非課税で上記2に該当しない方	24,600円
4	・ 一般の方	37,200円

(14) 高額医療合算介護（並びに介護予防）サービス費 **1,000万円**

医療費・介護費の両方が高額となった世帯に自己負担の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えると、超える額を償還払いで支給します。

所得区分	後期高齢者医療制度 ＋介護保険	国保・健康保険等＋介護 保険（世帯内の70 ～74歳）	国保・健康保険等＋介護 保険（70歳未満含む）
現役並み所得者	670,000円	670,000円	1,260,000円
一般	560,000円	560,000円	670,000円
低所得者Ⅱ	310,000円	310,000円	340,000円
低所得者Ⅰ	190,000円	190,000円	

＊現役並み 同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方

＊低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方

＊低所得者Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方

＊一 般 上記以外の方



(15) 特定入所者介護（並びに介護予防）サービス給付費 2億8,421万円

低所得の要介護（要支援）被保険者が、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設等で施設サービスや短期入所生活介護を利用した場合、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付します。

(16) 特例特定入所者介護（並びに介護予防）サービス給付費 46万円

緊急その他やむを得ない理由の場合に施設入所や短期入所生活介護を利用した場合、食費や居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付します。

区 分	利用者負担段階区分	居住費（滞在費の限度額）		食費の限度額
		ユニット型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	820円	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	320円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	320円	650円

【地域包括支援センター係】**1 介護保険事業特別会計(地域支援事業費) 7,651万円**

「地域支援事業」は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくために介護が必要な状態になる以前から、適切な予防活動を行うとともに、介護が必要となっても高齢者の心身の状態に応じて保健・福祉・介護等のサービスが切れ目なく提供されるように支援していく事業です。

**(1) 介護予防事業 1,784万円**

生活機能の向上と自立した日常生活の継続を目指し、市町村が実施する事業です。要支援、要介護になるおそれの高い人を対象とする二次予防事業と全一般高齢者を対象とする一次予防事業があります。

ア 二次予防（介護予防特定高齢者施策）事業 918万円

介護保険の対象にはならないが、生活機能が低下している（下肢機能の低下や低栄養、閉じこもり状態等）高齢者を※二次予防事業対象者として認定するとともに、当該二次予防事業対象者に対して、通所等のサービスを行い、要介護状態になることを予防するための事業です。

(前ページから続く)

※二次予防事業対象者

地域支援事業要綱改正により「特定高齢者」を「二次予防事業対象者」と改めた。二次予防事業対象者とは、要介護状態になる恐れのある高齢者をいう。

(ア) 二次予防事業対象者把握事業

65歳以上の高齢者に対して生活機能評価を実施して二次予防事業対象者の把握を行うものであり、※二次予防事業対象者に認定された当該高齢者が要介護状態にならないような支援を行います。

(イ) 通所型介護予防事業

生活機能が低下している高齢者に対して、介護予防を目的として「運動器の機能向上」等の事業を行います。



(ウ) 訪問型介護予防事業（閉じこもり・認知症・うつ等）

閉じこもり、認知症、うつ等の恐れがある高齢者を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施することにより、介護状態への進行を防ぐ事業です。

イ 一次予防（介護予防一般高齢者施策）事業費

866万円

市内のすべての高齢者及び支援者に対し、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域活動組織の育成・支援を行い、※一次予防事業対象者向けの介護予防教室を実施するなど介護予防に向けた地域づくりを促進します。介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布を行うとともに、地域において※一次予防対象者向けの介護予防教室を行います。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、高齢者の自主的な活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、生きがいつくりの推進、地域の活性化を図るものです。

※一次予防事業対象者：地域支援事業要綱改正により「一般高齢者」を「一次次予防事業対象者」と改めた。一次予防事業対象者とは、主として活動的な状態にある高齢者をいう。



(2) 包括的支援事業	2,537万円
地域の高齢者を支援するために「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談や支援」、「権利擁護」、「ケアマネジメント支援」などを実施します。 ア 総合相談支援事業 介護保険サービスだけでなく地域の様々な関係者と連携を図り、高齢者の実態把握や相談支援を行う事業です。 イ 権利擁護事業 虐待の防止や早期発見、認知症高齢者等の権利を擁護するため必要な援助を行う事業です。 ウ 包括的・継続的マネジメント事業 主治医やケアマネジャー等との協力や地域の関係機関との連携を通じて継続的なサービスが提供されるような体制づくり等を行う事業です。	
(3) 任意事業	3,330万円
地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じて市独自の発想や創意工夫を活かした形態により実施されます。 ・家族介護継続支援（家族介護慰労）事業 要介護高齢者で、1年間介護保険サービスを受けなかった方を在宅で介護している方に現金を支給するものです。 ・家族介護継続支援（介護用品支給）事業 要介護高齢者を介護している家族等に介護用品を支給することにより経済負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るものです。 ・家族介護継続支援（緊急通報システム）事業 ひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の早急な対応や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするとともに、日常生活のサポート支援及び安否確認を行う事業です。緊急時に受信センターへ通報する専用端末機と付属のペンダント式小型発信機に加え、見守る方へ利用者の家電の利用状況をメールで配信する機器を設置します。 ・訪問給食サービス事業 ひとり暮らしの高齢者等に食事を提供することにより、見守りを含め健康の保持、自立生活の維持を図り、食生活の改善、安否確認など在宅福祉の推進を図ります。 ・認知症高齢者見守事業 家庭内、地域内における認知症高齢者の孤立化を防ぐために市民に対して認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに地域における見守り活動を推進します。 ・認知症対応型共同生活介護利用者負担対策事業 利用料等の負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者に対して、助成を行うことにより、経済的理由で認知症対応型共同生活介護事業所への入所が困難な認知症高齢者及びその家族の経済的負担の軽減を図るものです。	